

平成24年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成24年11月9日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 2時22分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

認定第 1号 平成23年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成23年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成23年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第12号 平成23年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 岡崎 治夫 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員長 丹 正 臣 君

委員 出合 孝司 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 小池 浩美 君

委員 井上 久嗣 君

委員 田宮 正秋 君

委員 山居 忠彰 君

委員 神田 壽昭 君

委員 十河 剛志 君

委員 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

副委員長 国忠 崇史 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 岡田 久俊 君

委員 遠山 昭二 君

委員 斉藤 昇 君

事務局出席者

議会事務局長 藤 田 功 君

議会事務局
総務課主幹 岡 崎 忠 幸 君

議会事務局
総務課主任主事 榎 木 孝 士 君

議会事務局
総務課長 浅 利 知 充 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名したとおりでございます。

委員長(丹 正臣君) それでは、これより昨日に引き続き総括質問を行います。斉藤 昇委員。

委員(斉藤 昇君) 総括質問をさせていただきたいと思います。

質問の第1は、公共工事にかかわって働く労働者の労務単価の問題について質問いたしたいと思えます。

1つは、市が積算する労務単価、これはどういう根拠に基づいて市の公共事業では積算をされるのか。最低賃金との関係で見ると、それを下回るということはないと思うんだけど、最低賃金をどのぐらい上回るという目標で労務単価が積算されるんでしょうか。まず、この点からお聞きをしたいと思えます。

委員長(丹 正臣君) 法邑財政課長。

財政課長(法邑和浩君) 市が発注いたします公共工事、これらの労務単価の積算の基準ということでございます。これにつきましては、毎年国が3月下旬に示します国土交通省と農林水産省、いわゆるその2省協定に基づきます単価を適用しております。その単価につきましては、例えば、細かく分類されているわけですが、普通作業においては、24年度の場合は1万1,000円でございますとか、軽作業員でございますと9,200円ですとか、あるいは一般的な運転手は1万1,100円ですとか、大工さんでございますと1万4,000円というような細かな単価が設定されておりまして、市の工事発注については、この単価を用いているという状況にあります。

それで、この単価と最低賃金、この関係でありますけれども、今申し上げました労務単価につきましては、国がその前年に実態調査ということで、その労務単価決定のために1,000万円以上のその直轄事業ですとか補助事業、これらをして無作為に抽出して、所管する公共事業に従事した建設の労働者、これらの実態調査を行った上で決めた単価ということになっております。

したがって、その最低賃金を、この単価について市のほうでどれぐらい上回るような設定と、そういった目標とかというような考えはしてないところであります。

委員長(丹 正臣君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) この10月に最低賃金の引き上げが行われたわけですね。今、最低賃金を下回るということはないんだけど、この最低賃金の引き上げが、この10月からなされて、業者なんか、この10月から、その最低賃金にあわせて引き上げを図るというふうになっておりますけれども、この最低賃金の引き上げによって、市で働く、賃金を受け取っている労働者の賃金、これもそれにあわせて10月から引き上げが行われるのかどうか、この点はいかがでしよ

う。

委員長（丹 正臣君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） 市で働く臨時、非常勤の皆さんにつきましては、現在、一番低い時給単価が724円でございます。10月18日に北海道の最低賃金が改正になったわけでありまして、これは705円から719円に引き上げになったわけでありまして。現在のところは最低の時給単価としましては上回っております。しかしながら、先日、松ヶ平委員の御質問にもお答えをいたしましたとおり、今後、この最低賃金の引き上げがあったということも勘案しながら、賃金については検討してまいるといふ考えであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは、公務員なんかは人事院勧告が出されて4月にさかのぼってというようなことがあるわけけれども、これは10月の改正で、これから検討すると言うんだけれども、それは業者にも市としても、この引き上げによって、これだけの単価の上積みをする、4月からの契約、これをこの10月から改定をして働く人たちに賃上げが行き渡るように、そういうふうに市としてはするということなんですか。検討するということではなくて、それをはっきりするなにするということ、その作業に入って、業者にもその旨、働く人たちにもその旨を明らかにする必要があるのではないかと、こう思うんだけれども、いかがでしょう。

委員長（丹 正臣君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 市との例えば清掃、警備契約等におけますその賃金の改定の関係等でありますけれども、最低賃金、これは10月から改定ということでありまして。今年の場合でいきますと、705円から719円ということで引き上げられておりまして、企業のほうに確認いたしますと、それぞれ10月の適用日から賃金を改定しまして、その最低賃金を下回らないように措置をしているということでありまして。既に上回っている労働者の方もおりますけれども、そういった方々についても、その最賃の引き上げを考慮しまして一定の賃金の引き上げを実施しているという状況であります。

それと、特に市からの委託業務、4月で契約をいたします清掃、警備等については業務を円滑に行えるようにということで、これは債務負担行為をとりまして、3月には実際に契約している状況にありますけれども、それで、24年度の場合でいきますと、その積算単価においては前年から10円ほど引き上げをいたしまして、24年度の場合でいきますと、時給740円の積算単価を用いているところであります。契約に関しましては、これに11%から13%程度の一般管理費、これらも計上しておりますこと、それから複数年の契約におきましては、あらかじめ社会保険料の改定なども見込んで積算をしているといったようなことでもありますので、10月に最低賃金が改定されまして、業者のほうで10月から新たな賃金を支払うということになるわけですが、市は4月、3月で積算しますし、業者さんのほうは、実際の賃金は4月から9月までは旧賃金、10月から3月までは新賃金ということになりますけれども、その半年分のその負

担、一時的なその負担増はちょっと出る可能性もありますけれども、その大きな負担ということでもないというふうに考えておりますし、契約の変更については、債務負担行為の契約を変更するということになりますと、債務負担行為の議決の取り直しといったようなこともありますので、契約変更しない考えをしております。

各業者においては、労働者に対しては10月から新たな賃金を支給されているということですが、市と請負業者の間の契約の変更はしないということです。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ということは、その法律で決められて業者はやるけれども、市の契約は変わらないということになると、それは業者がそれだけ、いわば市の契約ですよ、この最低賃金の引き上げに伴って、その分だけ業者は損することになるわけですよ。それだけ払われるんだから、市としてもやっぱりそれぐらいの引き上げは図っていくべきだと、こう思うんだけど、その点は、それは業者だけということだけで、市のいわば委託している、あるいは指定管理者のこれらについては、それは何もしないんだと、業者はお前たち勝手にやれという立場ですってこれからも臨むということなんですか。

委員長（丹 正臣君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 市が業務委託をいたします清掃、警備等の積算単価につきましては、前年に当然、毎年10月に最低賃金の引き上げがあるわけですが、それを考慮しまして、4月以降に適用する単価として、例えば10円なり20円なり引き上げて積算単価で見積もりをいたします。それに基づきまして入札をいたしまして契約するということになるわけですが、例えば、市が740円で見積もりましたと言った場合に、実際的に実態調査をいたしましても、そこで働かれる全部の労働者に対して740円同額で支払われるということではないわけですが、それは経験年数等の違いがありますので、実態としては、その710円から740円ですとか、そういった一定の幅もあるところであります。

更に、先ほども申し上げましたように、一般管理経費ということで11から13%の経費の上積みもしておりますので、その幅の中でそういった改定の部分についても一定のやりくりができるのではないかと、その年度については契約の変更等はしないという考えでありますけれども、これ半年、半年ですれていくことになりましても、長くトータルしますと、市のほうでもその単価の引き上げ部分は見ているというような考えにもあるところであります。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、角度を変えますけれども、例えば23年で市の公共工事の第1次下請、あるいは第2次下請、これは市の工事の中でどのぐらいあるものなんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 小山内建設水道部長。

建設水道部長（小山内弘司君） ただいまの下請の数については、ちょっと手持ち資料がありませんので、今調べて後から御報告したいと思います。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 例えば、市がこの積算単価をやって入札をするわけですよね。そして、これだけの賃金は見積もっていますよというふうになりますと、それが働く労働者にきちんと支払われているのかどうか。

それから、1次下請、2次下請になりますと、元請に例えば1,000円なら1,000円、労賃が積算されたら、これは1次下請、2次下請になっても、この労賃は支払われているのかどうか、この点はいかがなんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） お答えいたします。

公共工事に関しましては、元請さんのほうで下請等を選定した場合につきましては、私どものほうに下請選定人通知書というものをいただきます。この中身につきましては、下請人の業者名、それから建退共の証紙の交付状況、それから、下請した工事の額、その額の支払い状況と、その部分について、契約書、もしくは請書の写しをいただくという形になっておりますので、その中の積算というものはいただいておりませんので、細かい中身の数値というのは下請さん、2次請、1次、2次のほうにどのように使うというのはちょっと確認できないところであります。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは一番身近にいる市が、そのところをきちっとこの調査をするということをやらないというのはおかしいではないかと。道はやっぱりそういう賃金がきちんと支払われているのかということも含めて調査を毎年やるわけですよね。市はそういうところまでやっぱり市のお金が有効に使われて、そして労務単価なら労務単価が積算されているのに、それが適正に支払われているかどうかという調査をする権限は市にはないものなんでしょうか、いかがでしょう。道ではそのところの調査もすると言って調査が始まっているわけだけれども、その点はどうお考えでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 北海道のほうでは、積算労務単価報告書というものを請負人から出していただきまして、公共工事の設計労務単価との間に開きがないかを確認するとともに、工事施工中におきましてもその調査をいたしまして、建設工事下請状況調査、それとか建退共制度の実態調査といったことによって、その結果を工事の施工成績にも反映させるようなことしております。こうしたことで、工事の品質ですとか、適正な労務単価などの施工体制の確保、あるいは労働者への賃金の支払いといった部分でチェックをしております。市におきましても、こうした調査の実績はないわけでありまして、先月建設業協会と意見交換した際にも、これは協会としても適正な体制にはあるので、むしろ市のほうとしても、こうした調査を実施して、その実態を明確にすべきというような意見もあるところでありますので、それから道内の都市におきましても、二、三年置きに、その下請契約の適正化の実態調査ですとか、それを実施して公表している団体もありますので、本市におきましても対象工事とか調査方法など検

討しなければならぬ事項あると思えますけれども、取り組みに向けまして検討したいというふうを考えております。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 労務単価と同時に、例えば市が積算するときには社会保険でありますとか、雇用保険でありますとか、失業保険でありますとか、そういうものも積算の中に入っていると思うんですね。しかし、実際に現場におりていった場合には賃金労働者になっていて、社会保険なんかには加入されていないということなんか結構あるわけですね。この辺の調査はどういうふうになされているんでしょう。それは大体市が積算しているにもかかわらず社会保険には加入していないで、個人の国保なら国保というふうになっている面もあるんだけれども、この点はいかがなんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） お答えいたします。

先ほど御答弁した中で、下請選定人通知書の部分で書類をいただくというお話をいたしました。その中で、追加資料として請書とか契約書のかがみをもらうことになっております。注文請書等につきましては、詳細な、今委員さんのお話のような中身は把握までできませんが、労災保険に入っているのか入っていないのかという項目欄もありまして、入っている、そういう部分での確認のみで行っているところであります。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 社会保険なんかどうなんですか。それは大体その積算には入っていると思うんだけれども、実際に働く人たちにはそれはかけられていないということがあるんだけれども、これらの実態調査はすべきではないか、しているんだとしたら、どういう実態なのか、わかれば教えていただきたい。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） ただいまの御質問の内容の部分の実態調査というものは市のほうでやっておりますので、その部分についてはちょっとわかりかねるところでございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、積算単価の中には社会保険、これらの掛け金に相当する部分、これらも積算にはされているということでしょうか、いかがでしょう。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） 基本的に積算はされてございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 現場で働く人たちは、実際にはそういう積算されていても、これは結局自

分の国保を使いなさいということで、そういうものは、簡単に言えば、ピンはねと言ったら悪いけれども、業者には積算されて行くわけだけれども、しかし、働いている人たちは国保をそのまま使って国保税も来るわけでないんですから、個人で払う、こういうふうになっている実態があるんだけれども、この点はいかが考えますか。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） お答えいたします。

今、委員御指摘のとおり、積算して入っているわけですが、先ほど答弁いたしましたように、実態上はわかっていないということがありますので、先ほど財政課長も答弁いたしましたように、そういう部分の調査はできるかできないかという部分もまた検討して確認をするような方向でいってみたいと思います。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） できるかできないかということは、できないということもあるということだと思っただけけれども、それはどういう意味なんですか。何か法律上そういうものは調査したらだめだという、そういう縛りでもあるんでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） お答えいたします。

法律上そういう縛りはございません。ただ、今言いましたように、今この場で間違いなくということとはちょっとあれですので、先ほど財政課長も答弁いたしましたように、関係機関とのいろいろまたお話し合いをしながら、どういうことができるのかできないのか、そこら辺また見きわめながらまた協議していきたいと思います。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、それらの協議結果、やれるのかやれないかとかという問題は、それは公にもはっきり明らかにさせていただきたいと思っただけけれども、その点はいかがですか。

委員長（丹 正臣君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど財政課長のほうからも話ありましたように、先日、建設協会の幹部の方々と、この労働者含めてお話しをさせていただきました。その中で、市としては春先に一定の要請という形では出させてもらっていますけれども、道としては春先、そういった勤労、労務者の実態調査というのをやっているというお話をいただきまして、むしろ市としてもこういった調査をやるべきでないかというような御提言も建設協会のほうからいただきました。そういうようなことを含めまして、今までは要請という形で進んできていますけれども、この調査に向けて実施したいというふうに考えています。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そして、その調査の際には、先ほど申し上げましたけれども、第1次下請や第2次下請にも市が積算された労務単価が働く人たちに行っているのかどうか。結局ピンはねされて2次下請なんかには安い賃金が行っているという実態も見受けられるわけですよね。この賃金がやっぱり末端で働く労働者にまで積算単価どおり支払われるように、そういう業界とも話をする必要があるのでないか、市もそういう立場で臨むべきではないかと思うんだけど、いかがでしょう。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） 御答弁いたします。

今、委員からお話ありましたように、調査項目の中で、そのような御指摘がある部分につきましても、協議の中で検討しながら調査できるものはしていきたいと思えます。

それから、済みません、あわせて先ほど御質問の中で、後から答弁すると言いました1次下請、2次下請の件数、金額、これについてまだちょっと固まっておりますので、ちょっと時間をいただいて、後から文書等で委員さんのほうに御配付をしたいと思いますので、御了解願いたいと思えます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それはそういうふうにしていただきたいと思います。

それでは、次に、シルバー人材センターについてお尋ねをしたいと思います。

特に、シルバー人材センターに800万円ほどの市の補助金が出されているし、これは連合会のほうからも800万円ぐらいの補助金が出ているわけでございますけれども、1つは、そのシルバー人材センターの設置目的や、それから会員数、そして、その補助金、これはどういうふうになっているのか、まず、この点からお聞きしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） シルバー人材センターの設置目的、会員数並びに補助金についてお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づきまして、北海道知事の許可を受けた社団法人でございます。設置目的といたしましては、健康で働く意欲のある高齢者が働くことを通じ社会参加と生きがいの充実を図り、短期的かつ臨時的に働く機会を提供することで地域社会の活性化と福祉の増進に貢献することを目的として設置をされております。会員数におきましては、平成20年度には321名の会員を有してございましたが、本年、平成24年度では269名と少なくなっております。

それから、補助の内容につきましては、高齢者の福祉の増進を図るため、シルバー人材センターの事務所費、それは人件費ですとか運営に係る費用ということで、その経費の一部につい

て補助をしてございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 補助金については、先ほど申し上げましたけれども、800万円ぐらいの補助金出しているんだけど、国からの補助基準、それから市の補助基準、これはどういう積算のもとにこういう補助金が計算されているんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 井出商工労働観光課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

市の交付基準につきましては、土別市補助金交付規則に基づきまして、補助事業に要する総額を算出いたしまして補助対象経費として交付をすることになっております。土別市の880万円、平成23年度ですが、交付額880万円ですけれども、この額につきましては、国の補助基準に基づきます金額と合わせまして交付をするような形になります。国のほうですが、国の基準につきましても、国の考え方としては運営費に対する2分の1の補助というものが基本にありまして、この2分の1の額と、それから国の予算の範囲内で補助限度額を設定しております。その限度額との比較において額が決まるということで、そのほかにランクづけというものがありまして、シルバー会員の会員数、それから就業延べ日数、これに基づきまして国のほうはランクづけをしまして交付額が決定されている状況であります。土別市のシルバー人材センターについては、交付額の限度額が平成23年度では710万円というふうになっております。この710万円が上限額でございますので、この上限額にあわせて土別市も710万円と同額、国と同じ額が交付されるというのは交付の考え方でございます。

それで、今880万円と申し上げましたのは、国のほうが21年度に国の事業仕分けがございまして、年々減っていく状況で、減額をしていくというような考え方がございまして、国のほうは平成22年、23年、24年と順々に金額を減らしているわけなんですけど、シルバー人材センターにおきましては、運営費がなかなか厳しくなるというような状況がありまして市のほうにも要請がありまして、前年度の予算額を当該年度に交付してほしいというような要請がございましたので、市としましては、やはり財政運営上、前年度の交付額を決定させていただいて、880万円というような金額にさせていただいたという状況でございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、シルバー人材センターは23年度でも1億6,700万円ぐらいの仕事しているわけですね。それで、累積の積み立てを、一定の額持っていっちゃると、こう聞いているんだけど、その積み立ての額はどのぐらいになって、その使い道、これらについてはどういうふうになっているんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

平成23年度末現在でございますが、積み立ての内訳といたしましては、減価償却引当資産で2,419万5,000円となっております。それから財政運営資金積立資金というもので、これは市で言いますと、一般会計で言う財政調整基金に当たる部分なんですが、これが4,150万円でございます。それから記念事業積立金ということで357万9,000円で、合計で6,927万4,000円の積立額があるということになっております。

減価償却引当資産の資金の目的といたしましては、機械備品等の償却資産の積み立てということでございますので、時宜、そういったものの更新に充てる目的基金という考え方でございます。

それから、財政運営資金積立資金についての4,150万円につきましては、今、先ほど申し上げましたとおり、国のほうの減額指針が出ておりますので、そういう部分でいきますと、運営費が徐々に圧迫してくるというような考え方のもと、そういうようなものための準備資金というような考え方で積み立てをしているということでございます。

それから、記念事業の積み立て資金につきましては、今年でしたが記念式典等ございましたので、それに対する積立金という中身になってございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、国の指針でこれから補助金なんか減額になってくると、こうおっしゃるんだけど、具体的にはこれはなくなってくるということなんですか。

委員長（丹 正臣君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

国の事業仕分けの中では全体の3分の1程度というようなことで、目標を定めて指針が出ているというふうになっておりますので、全額なくなってしまうと、こういう受け皿がなくなるということはちょっと考えにくいかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 財政運営のためも含めてということなんだけれども、これは私どもがシルバー人材センター、高齢者事業団から始まってシルバー人材センターに来ただけだけれども、これは一定の手数料を取ったら、あとは働いている人たちの懐に行くんだというふうにしてきたんだけど、これだけの積立金を積み立ててきたというのは、どういうところから収入を生み出してきたものなんですか。働いている人たちのというか、手数料を随分上げてきているということですよ。それほど上げてまでこういうふうな積立金を増やさなければならないのか。これはどういうことなのでしょう。

委員長（丹 正臣君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） 私のほうから積立金のこれまでの推移について若干御説明させていただきます。

今、担当課長のほうから申し上げましたとおり、23年度末で一般的には積立金ということで4,150万円ございます。この経過に関しましてシルバーのほうに確認したところ、一番大きいのがやはり会員の減少でございます。特に、平成20年、先ほど申し上げましたとおり、321名いた会員が今現在、23年度末では274名ということで14.6%減少しております。もう一ついたしまして、取り扱い事業量の減少ということがございます。これにつきましても、平成20年ベースで申し上げますと、1億6,300万円あったものが23年度では1億3,600万円ということで、金額にいたしますと2,700万円、率で申し上げますと16.8%減少している。

それと、先ほど申し上げました国の事業仕分けに基づきます補助金の見直しによりまして、平成21年から3分の1程度減額するといったことがございます。特に、シルバーにおきましては、新たな会員を募集してもなかなか集まらないということもあって、そういった危機感を持ってこれまで積立金を積み立ててきた経過がございます。特に、平成22年度からは事務費といったしまして、一般の事業、一般の家庭の部分については3%から8%に値上げ、23年度からは公共事業に関するものについては5%から8%に値上げしたということで、この部分の、要は事務費の値上げというものが相当大きいということで、結果的に現在4,150万円の積立金を持って将来に対応していこうという考え方でございます。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） けれども、会員の減少とおっしゃいますけれども、会費収入というのは幾らですか、38万4,000円でしょう、1億6,000万円の予算の中から言えば。会員が減少したから大変だと言うけれども、これは会員からそんなに集めているわけでない、それだけ減ったとしても、仕事はやっていくわけだから、そのことで収入が、確かにそれだけの仕事をとれなければ減ってはいくんだけれども、会員が減った、会員が減ったと言うけれども、予算の中では、決算で言えば34万2,000円ですよ。わずかこれだけの会費で会員が減ったから大変だ大変だという、その根拠は何なんですか。

委員長（丹 正臣君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

このシルバー人材センターの事業の中身としましては、やはり管理費、運営費の中の管理費が人件費、それから事務所費等々がございます。これらが決算で3,000万円程度になっております。今お話ありました会員収入につきましては34万2,000円と少ないわけですが、この運営費を補てんしなければならないという考え方で補助金が国と市から出ておるわけなんです、それもおおむね約2分の1というような考え方で言いますと、その半分は、この事業収入なり事務費なりで賄わなければいけないというような考え方がありますので、こういうような事務費の値上げが必要にだんだんなってくるというような考え方でございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 先ほども言ったかと思うけれども、23年度の決算で見ても、850万円のいわば利益ですね。これだけの利益を上げるのであれば、市の補助金を減らしたっていいではないか。片一方では6,000万円の積み立て、こういうふうになっているんだけど、私はやっぱり補助金のあり方、これはそういうふう将来を見越して、将来見越してとおっしゃるけれども、これだけ手厚くやって、補助金ももらい、そして、積み立ても行っていく、そして、単年度で850万円の黒字を生むというようなところは、補助金のやっぱり見直しを行う必要がある、健全経営で利益もこれだけ上げて積み立てもあるわけですから。そういうふうシルバーだけの問題ではなくて補助金の問題には、大変なところには補助金を増やす、それからきちっと精査するところには補助金を減らす、そういう補助金のあり方を来年度の予算編成に向けてやる必要あるのではないかと、こう思うんだけど、どうでしょう。副市長でもいいですか。

委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、シルバー人材センターの決算状況からいろいろお話を伺いました。私もいろいろ高齢者の方と、いろいろ自治会、あるいはこの秋いろいろ敬老会にも出させていただきましてお話をしました。その中で、高齢者の方もまだまだお元気で、そしていろいろな経験を積まれた中でいろいろな技術をお持ちの方がいるというふう実感いたしました。そういう意味では、こういったシルバー人材センター等を通して、この土別市の発展にまだ御貢献をいただけるという力強い感覚も持ちましたし、この人材センター自体の運営がしっかりされていかなければならないという思いも持ちました。

しかしながら、今の斉藤委員からお話ございましたけれども、片や積立金があって、片や補助金も出しているといったことが適正かといった御指摘もございますので、今まで、このシルバー人材センターもそうですけれども、多くの補助金、団体については、各年度、年度において、その内容を一定精査しながら適正という範囲の中で予算執行をしてきたわけでありましてけれども、今、自治体運営改革会議がございますので、その中でも、もう一度すべてのこういった運営補助等の見直し、それぞれの団体の財務内容もしっかり見ながら見直せるといったような考えを持ちながら来年度の予算の策定に当たっても、その考えを反映させていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ぜひ補助金を出している団体にもそれぞれの部署がありますよね、総務だ、経済だ、建設だとか。そういうところのセクションがよくそういう補助金を出している運営実態なんかも調べて、本当に必要なところには補助金の増額も図っていく、そういう検討もぜひやっていただきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

斉藤 昇君言ったから補助金減らされて、もう運営できないわなんていうことにならないように、この点はしっかりと申し上げておきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと、思います。

次に、市立病院の問題でございますけれども、特に、市立病院に対する施設基準調査というのが行われて、そして、3,000万円に及ぶ診療報酬が返還を余儀なくされたと、こういうことが代表者会議の中でも明らかにされたわけでございますけれども、まず初めに、これらの中身について、この点をまずお知らせいただきたいと思っております。

委員長（丹 正臣君） 粟根市立病院事務局次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

保健医療機関で行った診療行為の請求につきましては、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、厚生労働省告示、診療報酬点数表を用いて行うわけでありますが、更に、厚生労働大臣が定める基準等に沿って算定をしているところであります。この基準は、例えば専門スタッフが常勤しているですとか、専用の設備が備わっていることなど、診療の質を確保するために設けられているところです。これらの条件を満たして実施できる診療行為について、北海道厚生局の許可を得て算定することができるものです。

市立病院では、これまでに施設基準を取得したものは、一般病棟入院基本料実態値を初め約50項目の届け出を行っており、許可を得ているところであります。今回、不適切として取り扱っていると指摘されました3,000万円の返還に至った施設基準は、疾患別リハビリテーション料ということであります。

今回指摘を受けましたのは、適時調査におきまして各届け出ている施設基準、項目について点検を受けたわけです。それで、点検している中で不備があった点、あるいは不明な点につきましては、その都度口頭で指示を受けております。

それから、後日文書によって指摘事項が通知されたわけでありましたが、その指摘された事項につきましては、例えば研修会のあり方ですとか内容の充実化を促すものなど12項目にわたって指摘を受けたわけでありまして、これらの指摘された事項につきましては、既に改善報告書を提出した上で現在は適正運営に努めているところでございますが、特に、今お話にありました疾患別リハビリテーション料につきましては、行ったりハビリ行為、あるいはリハビリ期間については問題があったものではありませんけれども、施設基準で定められていますリハビリテーション実施計画書が作成されていなかったということで、その実際行ったりハビリテーション料が消炎鎮痛等処置、これは例えばマッサージとか低周波治療、あるいはホットパックといった治療処置と見なされて、その点数の差額分が返還を求められたものです。その返還する期間といたしましては、平成23年7月診療分から平成24年6月診療分であり、今は金額としては3,100万円ということですので。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） その厚生局の市立病院に対する調査、これは21年以来3年ぶりだということなんだけれども、これは毎年そういう調査が入るものなんですか。この調査というのは具体的にどういう、何かがあって3年ぶりに入ってくるものなのか、この点はいかがなんです

か。

委員長（丹 正臣君） 粟根次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

この調査、適時調査でありますけれども、今お話のように、市立病院に対しては3年ぶりに調査に入ったということです。それで、北海道の厚生局がこの指摘調査ということになったのは、平成20年10月、国の組織再編に伴いまして社会保険事務所から保険診療に関する所管事務が移りました。その関係で、その翌年、21年9月に市立病院に適時調査が入ったわけでありませんが、基本的には届け出た施設基準については、適正運営について厚生局のほうは調査をしていくという方針であります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 21年以来の3年ぶりだと言うけれども、これは何か問題があって3年ぶりに入ってきたのかどうかということなんですよね。なぜ3年ぶりに市立病院に調査に入ったのかということを知りたいんですよ。

委員長（丹 正臣君） 粟根次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

なぜ入ったかということは、厚生局自体としては、北海道厚生局は道内の保健医療機関、あるいは薬局等々含めて調査をしていっているわけでありますが、そのサイクルとして3年に今回はなったというふうにとらえております。基本的には1年に1回、あるいは施設基準を出した時点、6カ月以内に調査をするということにはなっているようです。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） いわば何か市では、これはわかっていたと、だけれども、きちっと対処してこなかったんだと、計画書をつくるということは知っていたんだと言うけれども、知っていながらなぜきちっとした計画書はつくられなかったんですか。これはお医者さんにも責任あると思うんだけど、責任はだれの責任なんですか。

委員長（丹 正臣君） 池田市立病院医事課主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えいたします。

リハビリテーションの算定要件の中では、確かに実施計画書の作成というのは必要性はうたわれております。この表記は従前からございますけれども、診療報酬の請求に関しては、根拠は診療録にありまして、かつ診療現場では患者様に対する説明及び診療の面でも問題はないという認識を持っておりました。また、これまでその適時調査が入りましたけれども、その中で特段の指摘もなかったこともありまして、実施計画書作成の必要性の認識に関しては甘かったということがございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その計画書というのは、計画というのはつくってやっているものなんでしょう。行き当たりばったり、あしたはこれだ、あさってはこれだという、短期ではなくて、やはりそのリハビリならリハビリを行うという計画というのは、それぞれの患者や、それからお医者さんがやる問題については、計画というのはつくってやっているものではないんですか。

委員長（丹 正臣君） 池田主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えいたします。

実際の流れとしましては、医者が診察に基づいてリハビリテーション指示録というものを作成しております。その内容としては、実施計画書ではないんですけれども、リハビリの指示、それから方法、それから実施期間等々を指示する内容となっております。それに基づいてリハビリテーションを行うとともに、経過記録、あるいは実績報告を、関係書類をつくりまして、トータルでリハビリテーション管理記録ということで管理しておりました。更に、症状、回復度を定期的に観察しまして、必要があれば指示の変更、それから追加、当然患者様への説明、そういったことを行いまして診療を行ってきております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、その基準が満たされていないということだと言いましたよね、リハビリの。それは、治療はしたわけでしょう、患者さんに対して。だけれども、そういう計画書はできていなかったからそのまま返しなさいと、それは患者にも、いわば何人の市民といえますか、患者さんと言っても市外にもいると思うんだけど、個人のいわば患者さんに返還するという部分ではどのくらいあるものなんですか。額と、それから人数で言えば。

委員長（丹 正臣君） 粟根次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

一部負担金として納められています個人に対する返還につきましては162万4,000円、人数にして、全体の対象者は506名なんですけど、一部負担金の返還にかかわる人数は300人であります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その対象者は506人なんですけれども、返還は300人と言うけれども、これはどういうことなんですか。

委員長（丹 正臣君） 池田主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

具体的には保険の上限額というのがありまして、健康保険の給付で既に上限に達している患者さんがいらっしゃいます。その方については全額健康保険のほうにお返しすることになります。

それから、患者さんが例えば、他の重度であるとか、そういった公費によって一部負担を賄

われている場合、その方については、同じようにそういった公費のほうに返還いたしますので、実際の患者さんの一部負担というところにつきましては、その差が発生いたします。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 例えば、生活保護を受けている人が医者にかかって、この間、返還になるということは、これは生活保護を支給している市に返還されるということになるんでしょうか。その額はどのぐらいになるんですか。

委員長（丹 正臣君） 池田主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、生活保護の場合は全額生活保護のほうに返還いたします。金額についてはちょっとお時間をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これはいつから返還をしていくということになるんですか。先ほども言ったけれども、市外の方は全部振込かなんか、郵送かなんかというふうにするんでしょうか。かかった市民にはどういうことを言って返還をしていくことになるんですか。

委員長（丹 正臣君） 粟根次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

返還作業の関係であります。保険者に対しては現在北海道厚生局へ返還調書を提出しております。それらについては、今月末ぐらいには各保険者に通知をされ、その後、返還手続ということになります。返還方法としては、これから市立病院が請求します診療報酬のほうから減額、相殺されることとなります。個人分につきましては、今お話のように、遠方の方については御連絡を申し上げ、あるいはお手紙を添えて、場合によっては口座振替ということが多くなるかと考えております。

そして、士別市内、あるいは近郊の市町村にお住まいの患者さんに対しては、直接お返しをする予定であります。その際には今まで行ってきたりハビリについて、診療方針あるいは期間、治療の効果等、問題はなかったということなども説明をしながらお返しをしていく予定にしております。作業的に申しますと、今現在、細かな点を調整中でございますので、来週早々には返還に当たっていけると考えております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 3,000万円を超える損害をこれ与えたことになるわけですね。これは私はやっぱり、そういう損害を与えたのは、公務員としての義務違反に当たる、いわば懲戒処分には値すると思うんだけど、この責任は一体だれの責任なのか。そして、こういうことを二度と行わさないためにも、あるいはまた起こしてしまったことへのきちっとしたけじめをつけ

る意味からも、きちっとした懲戒処分も行うべきではないか、こう思うんだけども、いかがでしょう。

委員長（丹 正臣君） 吉田病院事務局長。

病院事務局長（吉田博行君） お答えいたします。

今回の北海道厚生局の立ち入り調査における診療報酬の返還につきましては、患者の皆さんに対して医師の指示のもとにきちんとしたりハビリ治療を行ってきたところでありますけれども、実施計画書の未作成という不備の関係で、手続上の不備からこのようなことに至ったわけでございます。まことに遺憾なことであり、心からおわび申し上げる次第でございます。

また、今後このようなことを発生させない方法としまして、改めて診療報酬点数に定められた基準に基づき請求することを病院職員全体に改めて確認するとともに、施設基準の新規取得の際には北海道厚生局と十分な協議、確認をすることはもちろんのことでありまして、既に取得している施設基準についても、早急に検証を行ってまいりたいと思っております。

また、院内において診療報酬に関する勉強会を開催しておりますけれども、そのあり方についても検討するとともに、他の病院の状況等につきましても参考にしながら、今後質の高い医療の提供と適切な診療報酬の請求に努めてまいりたいと考えてございます。

そこで、処分の関係でございますけれども、今回、このたびの責任者というのはやはり院長でございますので、市長から院長に対しての嚴重注意処分を受けております。そして、私とりハビリ室長に対しましても、院長から嚴重注意処分を受けているところでございます。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 公務員の処分なんだけれども、嚴重注意、これは処分なんですか。

委員長（丹 正臣君） 吉田局長。

病院事務局長（吉田博行君） お答え申し上げます。

公務員に地方公務員法上に定められている処分というのは、懲戒免職、減給、停職、戒告、これが地方公務員法上に定められている処分と解釈しております。そのほかに嚴重注意処分というのは、ここに定められておりませんが、何かの不祥事があった場合には、私ども市としての嚴重注意処分での注意、こういったこともこれまで与えられているところでございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 先ほども申し上げましたけれども、公務員の懲戒処分というのは嚴重注意まで、だけれども、ここの懲戒処分というのは、いわば減給、停職、免職、これが懲戒処分なわけですね。嚴重注意だとか注意だとかというのは懲戒処分に該当するものでない。私はやはりこれだけの不祥事を起こして、そして病院の経営にも3,000万円に及ぶいわば損害を与えた、こういうことからいっても、その責任の所在を明確にすると同時に、懲戒処分に値する処

分が相当ではないか、こう考えるんだけど、けじめをつける意味からも、この点は市長に伺っておきたい。

委員長（丹 正臣君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 斉藤 昇委員の御質問にお答えをさせていただきます。

このたび北海道厚生局によります施設基準調査によりまして、診療報酬の一部について、約3,100万円になるわけでありますが、返還をしなければならないという事態が生じたことについて、書類作成上の不備による、このような返還になるわけでありますが、市民の皆様方に多大なる損害を与えたことについては、私の立場からも深くおわびを申し上げ、二度とこのようなことがないようにしっかりと行政運営を行っていきたい、このように、まずひとつは考えている次第であります。

今回、平成23年度の決算審査を今行っているわけでありますが、一般財源に占める税収は22億円であります。率にいたしまして13.5%程度であります。その22億円の税収の約4割を市民の健康と命を守るために市立病院に一般会計から繰り入れをして、そして運営をしているわけであって、そういった中において、診療報酬の一部、3,100万円を返却しなければならないということは、これは大変な損失であることは間違いございません。特に、自主財源について言えば、極めて脆弱な私ども士別市の財政基盤でありますから、貴重な財源をこのような形の返却になったことについては残念でならないところであります。

それで、私もこの問題については若干疑義がございまして、平成21年9月に北海道厚生局が士別にこの施設基準調査に入ったときには、こういった指摘はございませんでした。私も担当の者から取り寄せたのでありますが、リハビリテーション記録というのがこういう形でしっかりとつくられてございまして、リハビリテーション指示録、これは医師の指示に基づいてそれぞれ理学療法、作業療法等々をしっかりと行って、それに基づいて診療報酬を請求しているわけでありますから、決して過大請求でもございませぬし、不正な請求でもこれはございませぬ。

しかしながら、厚生局の言わんとするのは、この書類ではなくて、国が示している書類というのは実施計画書なんです。この書類なんです。私も中身分析してみましても、そう大きく変わるものではございませぬですから、これは私も厚生局に出かけて局長にお会いをさせていただいて、私ども不正をしているわけでもございませぬし、しっかりと地元の内容をお話をして、そして、お話をしたいという申し入れもしたのでありますが、事務局通してお話をしますと、一たん命令が下ったものについては、市長がお越しになられたとしても、それを曲げることはできないと、こういったようなお話もございまして、私はお邪魔はしなかったわけでありませぬけれども、誤った不正な行為をしていないということであれば、本来であれば指導をまずしていただいて、その中で何年か後に同じようなことをしているのであれば、これは返却だというようなことが筋ではないかという気が私したものですから、そういったことを考えていたところであります。しかしながら、現実の問題として、これだけやっぱり返却しなければならないという事態に至ったわけです。

処分の問題なんです、今病院は奇跡的と言われるほど循環器内科医を山田病院長を初めとして担当部署の皆さん方も頑張っていたいて、2名医師を確保することができました。10月から循環器内科も病棟もスタートして、この1カ月間だけでもおおよそカテーテル治療は30件ほど既に行っています。ということは、市民の皆さん方も本来であれば名寄へ救急車で運ぶ、あるいは旭川に搬送する、こういう事態を避けて土別の中でカテーテル治療を行いながら入院患者も約20人ほど今いるわけであって、そういった意味では一生懸命汗を流しながら頑張っていたいています。そういったことを含めて、山田院長は私にこう言ったんですね、私はどんな処分でも受けますのでというお話がありました。

そこで、私は山田院長に申し上げたのは、やっぱり今汗を流していただいて病院内部をしつかりとまとめてもらって頑張っていたいて、そして、一般会計からの負担を少しでもなくして、自分たちで、自力で頑張っていくんだという、まさに山田院長の言われる全員野球に向かって頑張っていたいて、それが今あなたのなすべきことではないでしょうかということで、私は厳重注意を行いました。山田院長から担当する局長を初め、それぞれ厳重注意を行ったところあります。

そこで、この返還額が昨日私のところに決裁が回ってきてまして、返還額が確定されて、いよいよこれからお邪魔をして、市民の皆様方にお話をして返却をするわけではありますが、始めますので早急にこれを処理しながら、しかるべき時期に、病院を開設しているのは、これは市長でありますので、結果責任というのは、これは市長にあるのは当然でありますから、そういったことを踏まえて対処をしていきたいと考えていますので、こういったことで答弁とさせていただきます。

委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 私は、こういうことをやはり、ただ単に病院の問題だけではなくて市政全般にわたる問題として、市長を初めとして全職員が、これを他山の石として市民サービスの行き届いた、そして正確な市政運営に当たっていただきたい、このことを強く期待と、それから警鐘を乱打しながら質問を終わらせていただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） これにて、総括質問を終結いたします。

ここで、午前11時30分まで休憩をいたします。

（午前11時12分休憩）

（午前11時30分再開）

委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 今回の齊藤委員からの御質問の中で、保留している部分がありましたので、お答えさせていただきます。

今回の疾患別リハビリテーションに関しての生保に係る返還額でありますけれども、対象者22人、返還額は156万2,200円でございます。

個人には戻らないで、国のほうに戻る形になると思います。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） それでは、これより各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りをいたします。

一般会計については歳入を一括審査し、次に、歳出を款ごとに審査することとし、特別会計及び企業会計については、各会計ごとに審査する方法といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

それでは、認定第1号 平成23年度土別市一般会計歳入歳出決算認定について審査願います。

初めに、歳入から審査いたします。

第1款市税から第21款市債まで一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 総務費の中で、地域おこし協力隊事業、23年度の新規事業であります。この事業について、その成果等々をお聞きしたいんですが、当初予算で2人分の700万円を計上しておりましたが、決算額が429万7,000円ということになっておりましたが、その内容と先ほどお話しした事業の成果、そしてまた、今後、この事業に対しての取り組みの予定があればお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 中峰企画課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず、1点目に、予算額に対する決算額が大きく減少しているということについてですが、この点につきましては、協力隊の活動期間、すなわち任用期間になりますけれども、これが当初の予算で通年分見ていたわけですが、そこが実質的に減少したということです。

具体的に申し上げますと、1人については7月から3月までの任用となりました。そして、もう1名は10月から3月までということで、そういったことで、総務省の基準では1人当たり350万円を基準としていますので、本市におきましても、1人分350万円、2人分700万円を計

上したんですけれども、先ほど申し上げましたような期間になりましたので、429万7,000円という決算額になったところであります。

それで、活動内容についてですけれども、1名の隊員については、農業部門を中心にということで経済部に席を置きまして、六次産業化を目指すなど農業や農政に関する調査、そういったことを実施してまいりました。また、もう1名については、観光振興を担当ということで、インターネットを活用してブログですとか、フェイスブックなどを通じながら本市の魅力などを広くPRするとともに、各種イベント等にも参加、参画するなど、そういった面で観光振興にかかわる活動もしてきたところであります。

そのほかには、市のホームページの観光部門での内容充実、あるいはくるるん会にも席を置いて、そこで実習、技術向上を図ってきたわけですが、そんな中でくるるんのホームページ作成と、こういったことも活動してきています。

今後についてでありますけれども、本年度におきまして、当初は2名というようなことで想定をしていたところでありますが、これは全道、全国的に協力隊の活動で非常に大きな成果も出ている反面、なかなか難しい側面というのでも出てきてまいりました。本市においては、農業を担当していただいた1名もおりましたけれども、なかなかその農業の分野というのは非常に奥が深くて難しいところもあるということでもありますし、また、協力隊にどういったことを求めていくかということも十分に検討を重ねて内容を絞っていかねばならない、そういった事情もあります。これもあちこちでそういった課題が出ている状況もあります。そんな中で、当面は今いる観光振興の協力隊、この活動の充実をまず図ってもらいながら、我々としてもどういった形が望ましいのかというようなことも考えつつ、さらなる協力隊の活動を成果というふうに結びつけていけるようなことを検討してまいりたいと思っています。

そういった中で、当面につきましては、まずはこの1名を十分に本市で求める活動をしていただき、あわせて当然本人の希望する活動もしていただきながら、できれば定住化なり、そういった方向に向けて十分な対応をしていきたいというふうに考えているところですので、まずはそういった活動に我々としても臨みたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 昨年度から行われた地域おこし協力隊であります。なかなかその人選も含めて事業そのものが円滑に動いていないと。来る側にすると、腰かけ半分で来ているのかなという部分も見受けられますし、事業の成果としてなかなか違う地域から、この北海道の士別市に来て、地域をおこすための何らかの活動をするべく事業目的なんでありましようが、なかなかその成果が見受けられないと。

今後は、この地域おこし協力隊については国の推奨事業ということで、財源内容を見るとないうことでありますが、何か交付税措置なりされているのかを確認しておきたいのと、もう一步、この事業についても、やっぱり新しい感覚でこの地域に来て、本当に地域をおこすための何ら

かの活動をしてほしいと思うんですが、地元の受け入れ側の体制もどうなのかなと、一番問題ではないのかなというふうに思うんですが、その辺お聞かせいただけませんか。

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

まず、財源的な措置についてでありますけれども、これはお話のとおり、総務省の制度にのっとった事業ということでありまして、特別交付税によって、先ほど申し上げた1人当たり350万円というところが措置されることになっております。

そして、もう1点、その活動が見えていないのではないかと、あるいは受け入れ側の理解というところはどうかというお話ですけれども、過日、10月23日になりますけれども、実は協力隊、観光担当の協力隊が活動して1年を経過したということで、広く市民の皆さんにも御案内をする中で、報告会も開催をさせていただきました。そんな中で、彼女の活動ということで、それまでも多くの皆さんが、先ほど申し上げたブログ、フェイスブック等でも御理解いただいていますとともに、道北日報社さんの好意もありまして、手書きによる新聞というようなことでお知らせもしていると、そういったこともあるわけでして、外部への発信はむろんのこと、市民の皆さんにも理解していただくようにしているところであります。

私どもとしましては、これはなかなか我々もともと住んでいる人間には気づかないところで、本当に気づかないところを外からの目線で気づかせていただいているという側面もありますし、そういったことも市民の皆さんにも伝わっているのではないかと考えています。

また、くるるんでの活動ですけれども、これは受け入れる前からくるるん会の代表の方にも相談をし、また、一部研究会にもかかわるということもありましたので、そういった皆さんにもお話をさせていただく中で、当面くるるんの半日、そこで実技指導なども受けながら、あるいはそこでお手伝いもさせていただくというようなことで進めています。

今、菅原委員からお話のあったようなことも、そういったお話もあるのかもしれませんが、私どもとしては、まだ1年足らずということもありますので、お話の内容を含めまして、再度また受け入れていただいている皆さんとも相談をしながら、一層活動が充実するように努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 1年足らずとおっしゃいましたが、やっぱり新しい地域から来て、その最初の1年ぐらいが僕は逆に大事だと、そういう発想が一番この地域に与える影響が大きいんだろうと思うわけですね。ですから、1年で出ていないものが3年いて、では出るのかという、それはまた別の部分であろうと思いますが、ぜひ、この事業、定住化に向けての事業ということもあるので、十二分に市側もサポートを力を入れてほしいなと思います。

それと、もう1点、財源のほうの関係でありますけれども、例えば、2人で700万円、国からの交付税措置があるんだということではありますが、この余った不用額については返還になるんです

か、それとも次の事業に繰り越しできるような形になるのでしょうか。それだけ確認させてください。

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

この総務省の特交措置につきましては、あくまで実績に応じてということになりますので、私ども3月に一定程度、その段階で必要ない部分というのは減額補正というようなこととしてまいりましたけれども、あくまで429万7,000円について、各年度分での精算になりますので、繰り越しではなく、その分だけが特交で措置されるということになります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） そのほか、総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 衛生費で1問質問させていただきます。

一般廃棄物収集業務委託をしているわけではありますが、実はこの中で、この委託費のカウントする積算単価がちょっと、非常にわかりづらいものですから、最初に、この積算単価の内訳の基準をお話しいただければと思います。特に、朝日地区、それからA地区、B地区というふうに3地区に収集分かれておりますが、その内容をちょっとお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

収集業務の委託につきましては、現在A地区、B地区、それから朝日地区3つございまして、その委託契約につきましては、A地区が994万4,000円、それからB地区899万8,000円、朝日地区2,005万3,000円というふうに金額が大きく変わる分ございます。この積算につきましては、収集委託の積算単価につきましては、3地区とも人件費、それから燃料費等を同じ基礎単価を用いている状況でございます。朝日地区につきましては、生ごみを分別収集している関係から、収集日が土曜日も多いという形になっておりますので、朝日は24日、月です。土別地区については20日という形での日数の差異がございます。

それから、収集に要する時間、それから距離、総延長が異なるという業務実態に合った部分がございますので、これらの業務の稼働率にあわせた稼働率を適用し、具体的にはA地区につきましては60%、B地区は55%、朝日地区につきましては90%を適用し、設計しているところでございます。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） この質問、なぜ取り上げたかと申しますと、それぞれA地区、A地区は上士別、温根別地区ほかとありますね、B地区が多寄、武徳地区、それと朝日地区ということで、中央地区のみが直営事業でごみの収集がやられているわけでありまして、そのほかは全部、今その3地区については委託業務だということでもあります。

そこで、朝日地区は90%カウントしてやれると。ですから、業務的に毎日仕事としてやれませけれども、A地区、上士別、温根別地区については60%のカウントなんでありませね。それから、B地区が55%ということになると、残りの仕事としてですよ、一日のうちに、例えば1カ月のうちに60%しか仕事ないんだと、この業務に関しては、B地区は55%しかないんだと、では、残りはどうするんだということですよ。一日6割だけ、例えば半日仕事して、あと帰りなさいとか、60%しか委託受けていないから、残りは仕事はないんだよという、そういう、ここの委託料の差異があつて、私はちょっと人を雇用する立場になったときに、そういう簡単に、では55%しかないからということで、最初から雇用契約上、そういう形で受ければそれは別であります、人を雇用する場合に、やはり安定的な収入がないと生活できないわけでありませから、雇用する側に対する委託費のカウントの仕方が何らかの形で、ほかにこれを補う形でやられているようにも思うんですが、その内容をちょっとあればお聞かせください。

どういう見方をしているかです。

委員長（丹 正臣君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 稼働率の適用、60%、55%という実態でございます。それで、現実に市のA地区、B地区の収集を回る最終時間等を考慮した場合に、大体この割合で一日の仕事が市の委託としては終わるといふ形でとらまえております。その後の部分なんですけれども、実際に市の家庭系収集以外にも事業系の収集のお仕事もなさっていることを把握してございまして、それらにつきましては、それらの業務につかれていますというふうに把握してございます。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 先ほどの総括で斉藤委員が委託費の積算の根拠、単価、それから、支払われている金額の話がされていましたが、実は資料をいただきますと、直営での作業員の一般作業員、月の収入が32万9,755円なんでありませ。それから運転手も、運転手は若干高くて33万7,005円なんでありませ。それがベースになって、その9掛けが朝日町地域の作業員の単価。それで、そういう形でやっていくので、非常にそのばらつきが多いわけですよ。ですから、私が先ほどから話している、雇用する場合に、では、あなたはこれの9割で、業務上の積算ですよ、これは。あくまでも支払われているんでなくて。だから、朝日地区は9割なんだから、1人当たりの単価が、今言った直営のカウントしている32万9,000円幾らの9掛け、それから武徳は55%、それから60%というふうな3段階になっているんですね。直営の作業員はこのく

らいいいただいているんですよ、実際には。いただいているというか、そういう積算していると。

しかし、業務委託しているほうは、その何掛けしているという、そのカウント、9掛けだったらどういうふうな業務が、その直営の作業員と同じ作業をしているんだけれども、この金額しかない。ですから、そこにちょっと矛盾点が生じると、今、9掛けぐらいでしたら、まだその業務内容的にいったらそんなに変わらないんでしょうけれども、55%とか60%になると、やはり一日を通してそれだけの作業量しかない。そうすると、所得もそこまで落ちてしまうということになってくるので、先ほど話した、これを補うための事業を何かやられているんだということですよ。その内容と、やられている事業に対する積算をこれに基づいてやられている、この不足分に充当するくらいの金額になっているのかどうか、詳しくはいいから、そこまでなっているんだという根拠があればお知らせください。

委員長（丹 正臣君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 今、委員さんから御質問のありました、その55%なり60%以外の部分で、何か補てんする部分で市のほうで委託をしているかどうかという部分ございました。それにつきましては、現在その部分の補てんはございません。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常に何といたしますか。

委員長（丹 正臣君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 補足させていただきますけれども、その市の部分での業につく部分0.55ということで市の積算をいたします。残りの部分のその事業系というのは、土別地区の場合、例えば個々のお店屋さん、コンビニエンスストアやなんか置いてあるごみを、それをこの収集業者さんが個別のお店から料金をいただいて収集して市の処分場に入れていくというような体系になっておりますので、その残りの、例えば6割、市が6割見て、残りの4割というのは、その収集という営業の中での補てんされて個人に賃金が払われるというような積算になります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 企業努力で、そのあいている時間をそういう形で収入を得るため、売上を上げるために活動しているのはよくわかるんですけども、やはり直営が32万9,000円も積算カウント、労務費、作業員の単価があるのにもかかわらず、そういう形で、では朝日が何で9割なのよと、その9割なんだと。朝日の場合は、ほとんどこの業務しかないですよ。ですから、事業量として9割なのか、全体のごみの量でやっているのか。先ほどから話している運搬くりとか、時間とか、いろいろ網羅されているようですが、その賃金に関しては、一応そういう形ではありますが、ほかのいろいろな経費に対しても、直営の経費に対しても、トラックの費用もそうだし、被服費も、それからじんかい車についても、その焼却費についても、すべての経費について、そういう同じ比率を使っているわけですが、やっぱり将来的に、この辺、できるだけ直営にあわせた形で見えていかないと、収集業者さんも非常に大変でないのかな

と。新年度から生ごみについては新しい今度収集が始まりますが、それから何年後かには一般、この今やっている収集業務が全部あるわけなので、その辺までちょっとこれはいろいろ精査していただいて、なるべく差のないように、そして業として、やはり委託している業者が業として営業が成り立つようにしていただきたいと思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。
委員長（丹 正臣君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） この見積もりにあっては、それぞれの旧土別市、朝日町の時代から差があったわけですが、それぞれの考え方で見積もりもしておりました。それで下がった部分ありました。ただ、合併後、やはりそれはちょっと同じ市が発注するものですから、それで経費にかかわる部分についてはそれぞれすり合わせて同じような積算をするように努めてきております。

ただ、人件費の部分につきましては、やはり年齢構成等もその会社によって違うということもあって、なかなか統一はされていない部分があるんですけれども、当然これは、今委員さんおっしゃられたように、今3業者でやっているんですけれども、その3業者、今度はA、Bそれぞれみんな入札というような形ですべて、どこの会社がどこを受け持っても、それは競争の原理を働かせて入札ということも考えておりますので、それらの積算については、今後統一していくような方向で今考えております。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでよかったんですけれども、部長が今ちょっと変なことを言ってしまったんですけども、年齢によって差があるというお話されましたね。この種の作業、あるいはまた、先ほど話したように、建設業も含めていろいろな作業員の単価は、年齢は全然関係ないですよ、積算そのものの基準は、歩掛かりは。だから、年齢でやっているんですか、年齢で単価違うんですか。

委員長（丹 正臣君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 積算単価につきましては、市の直営の嘱託職員の賃金、これらの平均を用いまして積算しているところでございます。嘱託職員の部分につきましては、5段階の。

（「それと違うんだ、年齢だけだ、年齢で雇っている」の声あり）

年齢ではやっておりません。

（発言する者あり）

委員長（丹 正臣君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） 私、また訂正させていただきますけれども、その年齢で見ているということではなくて、会社によってはいきなり今までの、従来の金額から変えてしまうと、例えば年齢高い方を雇っているところには、やはりその分給料高いでしょうから、急激な変化というのは負担も重くなるだろうということもあって、これまで一遍には変えられなかったという部

分ということであります。それで、統一した単価はこれからのうちの、先ほど千葉主幹のほうから答えたような統一した単価は使っていかなければならないというふうに考えております。

委員長（丹 正臣君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、ここで昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 5 7 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。

第 5 款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第 6 款農林水産費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 御質問します。

先ほどの総括のときにも市長からのお話ありました国営農地再編整備事業の予備費で22億円ついたということで、急ピッチで上土別の農地の再編がされ、地域経済に大きな、特に、建設業界には大きな影響のある事業が着々と今進捗している状況にありますが、この機会に、平成28年度を目指しているこの事業であります。現在の進捗状況、何%くらい進んでいるのか。

そしてまた、この調子でいけば、今回の予備費がついたということも大きな進捗に影響あると思いますが、そのことに対して、受益者の声も若干この事業についてお聞きしたいのと、非常にその整備は進んではいるものの問題点もありまして、後継者の不足によって農家の皆さんのそういう生の声もお聞きしたい、聞いていると思いますが、その辺のことと、それから、それぞれ法人化に向けていろいろお話はあるようではありますが、どのくらい進んで、その法人化がこれからどういう役割をしていかれようとしているのか、実情をこの機会にちょっとお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 紺野国営農地再編室参事。

国営農地再編室参事（紺野宏一君） お答えいたします。

まず初めに、事業の進捗と完了年次についてであります。事業期間は平成21年度から平成28年度の8年間となっております。平成23年度までの3カ年では、基盤整備といたしまして29億円で126ヘクタール完了しております。本年度は事業費13億円で、約64ヘクタールを実施計画し、受益面積825ヘクタールに対しまして190ヘクタールと、本年度までの4年間の進捗状況は計画41%に対しまして、実績23%となっております。今後4年間で77%の事業実施を控えて

おりますけれども、平成25年度の農水の概算要望額が18億円とされていることから、予算増額を関係機関で要請してまいりたいと思っております。

こうした中、今回24年度予備費によります農水分野への活用に当たりまして、本地区に22億円の事業費措置がなされました。24年度までの計画事業費をほぼ確保することができましたので、今後も平成28年度の完了に向けて事業を推進してまいりたいと思っております。

次に、受益者の声でありますけれども、受益農家では、早期に大型補助で作業効率の高く共同作業が可能で近隣農地の集約化を予定するなど、計画どおりに平成28年度に完了するように強い要望があります。しかしながら、予算が不足する中で、関係機関と受益者で組織をいたします上土別地区国営農地再編整備事業促進期成会との協議のもと、共同の育苗ハウス設置箇所や用排水関係の整備を優先化するとともに、測量調査の促進など地域全体の理解を得て対策を講じているところであります。

もう一つ、後継者対策と法人化の移行でありますけれども、地区の特徴といたしましては、現在受益農家75戸でありますけれども、個別経営から効率的かつ安定的な4つの集落経営体による営農組織への移行を目指しております。この集落経営体での中核的農業者を中心といたしまして法人化を目指しておりますけれども、現在2つの法人が組織されております。今後も2つの法人化が見込まれますので、現段階の後継者はもとより、法人へ新規に加入する農業者の門戸も開かれるものと考えております。

また、大型補助に対応したロボットトラクターの導入などIT農業の研究、それから実践を進めるために、地域の若者農業者10名によりまして、上土別IT農業研究会が本年3月に設立されております。このようなことから、今後もより効果的な農業経営の確立に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） この事業、本当に、今回の22億円の予算づけは、春の融雪時に作業がすぐ着工できるということから、非常に大きな影響をこの地域にしたら与えると私も非常に喜んでいる1人ではありますが、やっぱり心配するのは、あの地域を毎日走っていると、どんどん農家の離農者が今後増えやしないかなということが、ひとつ一番大きな理由でありまして、このことは後継者不足とか、そういうことが一番大きな影響からきているわけではありますが、現時点でこの事業が始まってから離農された方いらっしゃればお聞きしたいのと、この事業に、これから法人化が進められ、どんどんそのことによって離農される方も多いのかなと、理由はいろいろあると思いますが、その離農者がいるかどうか。それから、今後、今後のことを話してもしょうがないんですけども、この事業を進められていく上において、そういう可能性がある方というのはどれくらいになるか、ちょっと心配な部分もあるので、差しさわりのない範囲内でお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 紺野参事。

国営農地再編室参事（紺野宏一君） 離農の状況ですけれども、先ほど75戸ということでお話ししましたけれども、現在1戸ほど離農いたしております。

ただ、先ほども申しましたように、法人化に向けて今地区というか、地元で頑張っておりますので、何とか離農者が出ないように今後とも頑張っていきたいなと思っております。

委員長（丹 正臣君） 佐々木経済部次長。

経済部次長（佐々木 勲君） 先ほど受益者の声ということでございます。その辺につきましては、今回22億円がついたことによりまして、毎月受益者でもって期成会等で連絡調整会議を毎月開催しております。先般も11月5日に開催し、この予算につきまして説明をし、その22億円の使い方ということで、あらかじめ測量試験で確保したものがございますので、それに基づきまして、本年度中に翌債で発行できるもの、それと、あと翌債ではなく、今年発注できなくても明許繰越で発注できるものということで、ある程度すみ分けをしながら、受益者さんの意向も聞きながら、かつ作付計画、春すぐやる部分、もしくはいっさくをとってからやる部分というような仕分けをしながら、受益者の声を十分お聞きしながら実施していきたいというふうに思っております。受益者のほうもそれぞれ、今までずっと要望していただけない、今回ついたことにつきましては、非常に感謝しているというようなことは聞いております。

ただ、平成25年度の予算が今現在、農水省のほうでは18億円の概算要求になっておりますので、それらの事業費ももう少しいただけることが本当は希望であります。それらも減ることのないよう、また、道内の関係団体とも予算確保に向けて更に要請してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 午前中に質問いたしました工事請負の関係で、下請の件数、あるいは金額、これは資料で市のほうから提出されたのでございますけれども、この資料に基づいて説明をお願いしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） お答えいたします。

初めに、総括質問の場での答弁とならなかったことに対して、大変申しわけありませんでした。これから設計所管を担当した課ごとにお答えしていきたいと思いますが、この中で、下請件数につきましては、1工事で複数の下請にかかわる工事もございますので、私がこれから述

べる下請件数については、下請がかかわった工事を1件として述べさせていただきたいと思えますので、御了解いただければ幸いです。

まず、土木管理課であります。工事件数83件のうち下請業者がかかわった件数が27件で、割合が32.53%となっております。工事請負費、元請のほうですが、4億4,505万1,950円に対しまして下請業者にわたった請負金額が5,331万1,050円で、割合が11.97%でございます。

次に、建築課でございます。工事件数27件に対して下請件数が16件であります。割合が59.25%というふうになってございます。工事請負費でございますが、8億2,303万2,000円に対しまして下請業者が3億5,169万5,900円となりまして、割合が42.73%となっております。

次に、上下水道課のうち上水のほうでございますが、工事件数が50件で下請業者がかかわった事業数が36件、割合が72%でございます。工事請負費は5億4,469万8,000円に対しまして下請業者の金額が1億2,175万6,330円で、22.35%の割合となっております。

次に、下水道ですが工事件数が19件、このうち下請件数にかかわった事業は9件で、割合が47.36%、工事請負費が2億8,366万8,000円に対しまして下請業者の請負金額が4,634万5,410円で、割合が16.33%となっております。

合計といたしまして、工事件数が179件に対し、下請件数が88件で、割合が49.16%、工事請負金額20億9,644万9,950円に対しまして、下請業者の金額が5億7,310万8,690円で、27.33%となっております。

以上で御答弁といたします。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 下請の金額の合計で言うと5億7,300万円、27.33%となっておりますけれども、これは、この中で地元土別市の発注と地元外の発注、これらの比率はどの程度になっているんでしょう。地元業者が相当優先されて発注されているものなんでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 佐々木建設水道部次長。

建設水道部次長（佐々木辰彦君） その内容について、まだ今のところ調査終わっておりません。申しわけございません。

（発言する者あり）

また、後ほど調べて提出をしたいと思えます。

委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは、もうこのまま終わるわけですね、決算委員会というのは。これであと質問するところはないわけですよ。だから、後ほどお知らせしますと言われても、いつが後ほどなんだか、示されても、それを見て何の質問もできないということですよ。それはどういうふうに判断したらいいんですか。

委員長（丹 正臣君） 小山内部長。

建設水道部長（小山内弘司君） お答えいたします。

斉藤委員からの御質問で資料等つくったわけですが、こちらのほうの、その意図する

部分がまだ最後まで酌み取れなくて、今のような形で重要な下請の業者が地元にとりだけ行っているのか、他市町村に流れているのかという大事な部分がありますけれども、そこまでちょっと今の時点で確認できなかったということは大変申しわけありませんでした。

この場でお答えできなくて、御質問にならないということですが、ちょっと時間をいただいて、早急に調べたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 答弁調整のために暫時休憩をいたします。

（午後 1時46分休憩）

（午後 1時56分再開）

委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。相山副市長。

副市長（相山佳則君） お時間をいただいて、下請に出している事業が管内か管外かといったことを調査するというお時間をいただきました。一つ一つ事業を見ながらということで、相当時間を要するという報告が入りました。

私ども日ごろからラブ土別・バイ土別運動を推進しているということは、それぞれ私どもが直接出す工事も含めて市内全体でやられる事業等が本当に土別の中に効果を発揮するといったことを目標にやっておきながら、私どもの直営の工事がそういった区分も日ごろなされていなかったといったことについて深く反省をしなければならないというふうに感じております。

それで、この決算審査特別委員会全体で、きのう食材のお話もございましたし、公契約等のお話もございました。また、指定管理等々のお話もございましたけれども、委員会を通して問われていたのは、本当に日ごろ私たちがやっている事業は、市民のために、そういったそのラブ・バイ土別の精神も通して、雇用者の生活も通して、どのように効果があるのかといったことでないかというふうに思います。

それで、ただいまの市の発注する事業のそういった市内の雇用の部分、それと管内、管外にどのようにあるかという部分、それと、きのうおとといのお話にもございました食材の部分ですとか、あらゆる部分、かかわる部分が本当に本市の活性化にどのようにつながっているかといったことを、それぞれ各部がそれぞれ行うということではなく、1つの部署で総括しながら、しっかり調査できるような体制を今後組んでいきたいと思っております。

それで、ただいま求められておりました資料については、大変申しわけなく思いますが、この委員会の後、皆様方にお示しさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（丹 正臣君） そのほか土木費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 私から土木のほうで1点だけお聞かせください。

橋梁寿命化調査結果と現行の対策事業と今後の改修計画と、その予算規模等々についてお聞

かせいいただきたいと思います。

耐震化の事業が国・道の関係についてはどんどん進んでいる、発注され工事も施工されている状況下にあります。市の橋梁は何橋あって、整備対象はどの程度があるのか。そしてまた、現行の中で落橋防止も含めて、どのような施策が講じられてきたのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 喜多土木管理課主査。

土木管理課主査（喜多伸光君） お答えいたします。

まず最初に、橋梁超寿命化調査結果についてですけれども、平成23年度は100橋の点検を実施いたしました。傷んでいる橋梁はあるものの、通行に著しく支障を来している橋梁はありませんでした。また、平成24年度には残りの275橋の点検を実施中です。調査いたしました100橋については、初年度として、まず、古い橋梁から調査を行いまして、結果としては、緊急を要する橋の補修はなかったものの、経年によるコンクリートの劣化やさび等から今後の超寿命化計画の中で改修することとしています。

続きまして、現行の対策事業についてということですが、これまでは改修が必要な橋梁は補助事業においてかけかえ工事を実施してきています。そのほか道路パトロールにより、簡易な補修が可能な橋梁については単独費により補修を実施しています。市全体の橋の橋梁数ですけれども、375橋となっております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 半沢土木管理課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

菅原委員さんのほうから落橋についての、落橋防止等々の施設についてのお話もございましたので、この落橋防止につきましては、従来より橋は耐震化の設計をされておりますけれども、落橋防止等々の強化が図られるようになりましたのは、平成7年以降の阪神淡路の大震災の後で、地震動を考慮することで影響力の大きい橋脚や基礎、落橋システムなどの部材の強化を図られたということなんですけれども、本市の中では、平成8年に、その手法書が変わったものですから、9年以降のものについては、その落橋防止のシステムについての検討はなされております。特に、長大橋なんかにつきましては、やはり落橋という懸念がされるものですから、それにつきましては、長大橋の中では4橋もございますけれども、本市では観桜橋などについては平成8年以降の橋となりまして落橋防止等々はされております。

ただ、落橋防止につきましても、全部がすべて落橋防止つけられるかということではございませんので、特に、防災拠点を結ぶ主要な路線等々の採択基準もございますので、それらを検討する中で必要などころにつけられてきたというような状況でございます。

以上です。

（発言する者あり）

委員長（丹 正臣君） 加藤土木管理課主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） 私のほうからお答えいたします。

23年度と24年度、今年も橋梁の点検を273橋、今調査中でありまして、それが2月20日までの委託の期間で今調査を進めているところでございます。それによりまして、全橋梁がある程度点検結果を整理する中で、平成25年度に超寿命化計画というのを策定する中で、今まだ整理は全橋来ていないものですから、修繕しなければならない橋だとか、あとそのまま当分の間不要ではないかと思込まれる状態であるとか、あと損傷が激しければかけかえも必要になるのではないのかという判断をいたしまして、25年度の予算の中で各路線の重要度等を考慮しながら計画を策定していきたいと思っております。

先ほど申しました、今年度の273橋と申しましたが、375橋あるんですけれども、昨年100橋、2橋については、剣淵町の境にある橋でありまして、その橋は剣淵町さん側の管理でありますので、調査は273橋ということによってしております。計画については、全橋375橋の超寿命化計画を策定いたします。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 皆さんは、それぞれのエキスパートであって、答弁が非常に聞きづらいのと、ちょっとあやふやな話し方されているんですよね、質問に対して。例えば最初の100橋の点検はしたけれども、傷んでいる橋梁はあるものの通行には著しく支障を来している橋梁はないという言い方、でも傷んでいる橋梁は直していただかないといけないし、通行に著しくではなくて、絶対安全でなければいけないと思うんですね。橋というのは、上からは常に皆さん通行している方もそうですし、皆さんも目視で見られる範囲内でしょうけれども、やはり下から見ないと橋の傷んでいる頻度というのはわからないわけですし、しかも、コンクリートは劣化しているということで、その場所、場所によって随分私は傷み方は違うような気がしますので、100橋を調査、23年度はしたけれども、今年は全部これで2橋の残す以外は全部市の管理する橋は調査したんだということであるので、早い機会に、その超寿命化計画を作成するに当たって耐震化を求められるのが今も常でありますし、皆さんはこの地域で通行して、もし車が落ちたとか、落橋したなんていったらとんでもない話になりますので、どうか毅然としてこういう管理に当たってはしていただきたいと思いますが、予算については、まだこの時点ではわからないということではありますが、ぜひ早急に安全で安心して通行できる橋にしていただけるようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

委員長（丹 正臣君） そのほか土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款災害復旧費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第14款予備費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。認定第1号 平成23年度士別市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成23年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（丹 正臣君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審
査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査
願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審
査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審
査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成23年度士別市水道事業会計決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成23年度士別市病院事業会計決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告については、委員長に一任願いたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(丹 正臣君) 次に、お諮りいたします。以上をもって、本委員会を終わることにいた
したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

(午後 2時22分閉議)

委員長(丹 正臣君)(登壇) 委員長退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月13日、本会議において平成23年度の決算を審査する決算審査特別委員会が設置され
まして、7日からきょうまでの3日間、7名の皆様方の登壇をいただきまして総括質問がなさ
れました。ただいま12案件すべて認定をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。皆
様を初め理事者、そして関係部局の皆様方の御協力に心から感謝を申し上げます。

本委員会の持つ意義は、就任時にも言ったとおり、平成23年度の予算に対して正しく行政執
行され、そのことが市民の福祉向上にどのような形で役立っているのか、どのような形で結び

ついているのか、住んでいてよかったと言われるような御指摘や御提言がありました。牧野市長の任期も1年を切っております。マニフェストであります子育て日本一を目指す政策については種々取り組んでおられます。マニフェストの達成についても高い進みぐあいだというふうに聞いております。しかしながら、依然として私たちのまち、市立病院の会計が困難な状況になっているのは事実でございます。しかしながら、今年2名の医師が着任をし、ひとつの明るさも見えているのも事実でございます。なお一層の努力を必要としております。

また、私たち議会においても、今年度議会改革初年度でありまして、今始まったばかりでございます。今までと同じように行政と議会が一体となって、そのことが市民に希望や安心を与えるような、そのような政策実施が必要だと思っております。どうか、そのことを皆さんで肝に銘じまして、これからの市政運営に当たっていかなければならないと思っております。

結びになりますけれども、きょうまでの3日間、私たちの審査内容に対しまして、報道機関の皆さん方がいち早く報道機関としての使命を発揮いたしまして、市民の皆さん方に周知徹底してくれたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げます。

本委員会の論議の進め方が土別発展につながりますことを心から祈念を申し上げまして、委員長退任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）